

有名企業の公式サイトによく似た模倣サイトで商品注文し、代金を支払ったが商品が届かない、偽物が届いたという相談が増えていきます。

相談事例

有名ブランドの公式サイトだと思い、ブランドのバッグが半額になっていたのですねに購入した。届いた商品は偽ブランドのマフラ―で、届いていた受注メールに問い合わせたが返事がない。サイトと連絡がとれない。



◆チェックポイント!

- ・販売価格が大幅に値下げされている
- ・公式サイトとURLが異なる
- ・不自然な日本語表記がある
- ・代金の支払先が個人名義の銀行口座
- ・会社概要に住所や電話番号の記載がない

★模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気付いたときにはすぐにクレジットカード会社に連絡をしましょう。
★困ったときはすぐに相談ください。

問合せ先

- 射水市消費生活センター(生活安全課内)
月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎52-7974
- 富山県消費生活センター高岡支所
(高岡市御旅屋101番地 御旅屋セリオ5F)
月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎25-2777
- 消費者ホットライン ☎188



国民年金Q&A 会社を辞めたら届出は必要?

会社を退職したら、厚生年金保険の資格を喪失するため、20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入手続きをしなければなりません。退職したことがわかる書類を会社から受け取り、市役所窓口で届出を行ってください。扶養になっていた配偶者の方も同様に、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行ってください。

届出に必要な書類

- 厚生年金資格喪失連絡票(会社からもらうもの)
- 年金手帳
- ※再就職が決まっている方でも、次の厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入することになりますので、届出を行ってください。

届出を忘れると・・・

転職や退職したことに伴って国民年金の届出が必要となっていないながら未届出と思われる方には、年金事務所から勧奨状によりお知らせします。送付された届書に必要な事項を記入し、市役所窓口へ提出してください。

特例免除制度

退職し、世帯の所得が少なく国民年金保険料の納付が困難な方は、免除制度をご利用いただけます。申請の際は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等が必要です。



問合せ先

- 保険年金課 ☎51-6628
- 高岡年金事務所 ☎21-4180
- (音声案内の②↓②番)

出張年金相談

- 場所：射水市本庁舎1階104相談室
- 日時：9月21日(火)
- 午前10時～午後3時
- 予約：高岡年金事務所 ☎21-4180
- (音声案内①番↓②番)

事前に予約をお願いします。

※基礎年金番号のわかるものや身分証をご持参ください。

